

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年11月18日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		山本今朝雄君
	三浦進吾君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	有泉善人君
保険課長	安藤佳俊君	環境課長	小田切聡君
福祉課長	内藤光二君	子育て支援課長	三井敏夫君
長寿推進課長	三澤宏君	国民健康保険係長	金子智奈美君
環境保全係長	鷹野久君	児童係長	羽中田和幸君
保育係長	長田裕二君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	山岡広司
--------	------	----	------

書 記 石 原 大 助

内容

- 1 国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについて
- 2 制度改正による高額療養費の自己負担限度額の変更について
- 3 甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の概要について
- 4 竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事について
- 5 菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく意見書及び山梨県環境影響評価等技術審議会の内容について
- 6 環境審議会との意見交換会の意見集約について
- 7 その他

開会 午後 1時29分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の委員会は、各担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

○委員長（小澤重則君） それでは、これより内容に入ります。

国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについて、担当より説明をお願いいたします。
安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 健康保険税の還付加算金の未払いについてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

概要でありますけれども、全国の自治体において地方税法17条の解釈におきまして還付加算金の計算の起算日の誤りのある事例が多数判明しております。事の始まりは、平成24年12月に発行されました地方財務協会の月刊誌「地方税」に掲載されました演習問題に所得税の還付申告に関する還付加算金の計算の起算日は、地方税法第17条の4第1項第1号に該当する。そのため納付のあった日の翌日から起算するという内容がありました。

それを受けまして各自治体の事務処理なんですけれども、同じく同条の4第1項第1号ではなく第4号を該当させている自治体が多く、その場合には所得税更正通知日があった日の翌日から1カ月後を起算日としておりました。そのような市町村の事務処理に統一がなかったことのために、各都道府県では市町村に注意喚起の通知をしたところであり、山梨県においても本年8月6日付で通知がございました。

国民健康保険税についての起算日の誤りがあることがわかり、調査を進めておりましたが、所得の更正に関するもの以外に資格喪失に関する賦課更正もありまして、対象の把握に手間取りましたことをおわび申し上げます。

消滅時効に該当しない5年間の支払い不足につきまして判明した人数は261人、金額で229万2,300円となりました。今後11月下旬におわびと還付の通知をし、12月下旬には支払

いをする予定であります。

地方税法の解釈については、正しく処理していた自治体もありまして、市としましては前例ばかりに頼らず、正しい法解釈で執行できるような姿勢が必要であると教訓になりました今回の事例であります。重く反省をしまして、正しい賦課及び還付に精進していきたいと考えております。

なお、還付金につきましては、予算が不足するために12月補正で増額をする予定でありますので、あわせてよろしく願いをいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、教えてください。

支払い金額及び対象人数のところでは261人とありますが、不幸にして亡くなった方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々はどのような対処をされたのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） これから当時の還付した方宛てに送るんですけども、口座もいらっしゃればその方の口座に振り込むわけですけども、今おっしゃった亡くなったような方については、改めて振込口座を教えていただけるような通知内容にする予定であります。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、家族に、継承者に渡るという考え方でしょうか、亡くなった人の継承者。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 現在、甲斐市の中で調べられる限りの最新の住所地の世帯主さんに通知する予定であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは税法に基づくということなんですけれども、そもそもこの気がついたというか、この原因がどこでどういう形であって、こういうふうに出てきたというのをちょっともう1回説明をしてくれますか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、平成24年12月の「地方税」という月刊誌があるんですけども、その中の演習問題ということで、こういう場合にはいつから起算日になるかというような問題がありまして、その解答としまして、納付日の翌日から起算日になると。その記事が載ったことによりまして、各市町村が、あれ、自分のところでやっている事務処理とは違うというようなことで県に問い合わせたところ、やはりそれが正しいということで、県のほうでも市町村に周知して、事務処理の仕方を統一しなければならぬということで、各県のほうで市町村に対して通知をした。また、それに基づきまして市町村が調査しまして、還付のほうの処理を進めているというところでもあります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは一応今、要するに市のほうで一方的にこの人がということなんだけれども、これについて260人という対象人数が出てきたわけですけども、落ちはないですか。その辺の検査というか、要するに対象者の確認のそういう部分については結構多いですね、その納税者対象者に関して、260人ということで。その辺についての制度というか、その辺については。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） たしか5,000件弱の還付事例があります。それを一つ一つ当たりまして、金額、事由によりまして今回の未払いに該当するかどうか1件ずつチェックを何人かでして、最終的に判明したものが261人ということでもあります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、今後においてはこの内容で全てそういった異議が申し立てられるようなことはないということによろしいですね。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 慎重に慎重を期しまして今回の調査をしました。また、9月時点でもう3件あったというようなことで、最近のものについては全て間違いないように処理を進めております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 還付金の件じゃないんですけれども、ちょっとこういう話が出たんですよね。これは昨日かな、市民が相談に行ったんですけども、職員の対応が大変……

○委員長（小澤重則君） 三浦議員、質問がこの項目と違いますので、その他とかほかの場面をお願いします。

○議員（三浦進吾君） はい、わかりました。

○委員長（小澤重則君） 清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、この支払い金額の対象ということで還付金の消滅時効が5年間遡及ということですよ。5年間って、5年以前のもはこの対象にならないということなんですけれども、先ほど対象が5,000件というふうな中で人数とはまた違うとは思ってますけれども、要するに遡及されない部分というのはどの程度それであったんですかね。そういう対応というのは、どういうふうにとられたんですか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この法律の改正があったのが昭和44年ですか、に改正があったということで、それ以来、恐らく間違ったところはずっとそのまま間違えてきたんじゃないかなと思います。市におきましても、この261人、単純に5で割ると年に50人ぐらいの方が過去においても該当していたおそれがありますけれども、今回の県の指導では5年間の遡及ということで、税法上5年以内でしか、賦課更正もできない、還付もできないということになっておりますので、5年をさかのぼりまして今回支払いするわけであります。

○委員長（小澤重則君） 清水議員。

○議員（清水正二君） それで、本市の場合はそういうふうな形でもってまた県のほうに問い合わせるとのことですけれども、ほかの市町なんかの場合でもって同じような事例というのはどのぐらいあったんですかね。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 全国的に申しますと、NHKの電話聞き取りで少なくとも全国の3分の1の市町村が未払いがあったんじゃないかなと。山梨県内におきましては、13市の中で5市はきちんと対応していたというような、9月の時点の聞き取り調査ですけれども、5市はきちんと処理していた。あと残りの4市につきましては支払いをするという決定をしていると、あと4市におきましては、調査というような聞き取り内容をしております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） 261人、これは各自みんな内容が違うと思うんですが、最高額、最低額はどのくらいの差があるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 最高で医師国保の扶養者であった方が過去にさかのぼって資格喪失をしまして、還付したということで300万近い、還付額が290万円ほどありましたので、それに対しまして還付加算金が26万1,700円ついております。

それから最低といたしますと、今回100円未満は切り捨てになりますので、最少の方は100円という方もいらっしゃいます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○議員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（1）国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについてを終了します。

続きまして、（2）番、制度改正による高額療養費の自己負担限度額の変更について、担当より説明をお願いいたします。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費の限度額が変更になりますのでご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

この表の左側が現行の自己負担限度額であります。所得区分につきましては、その所得額によりまして3つに分かれております。上位所得者が600万円を超える世帯、一般が600万円以下の世帯、それから住民税非課税世帯となっております。それぞれの限度額が、15万円、8万100円、3万5,400円となっております。その右にあります限度額4回目以降というのは、1年間に複数回高額療養費に該当したときに、4回目以降は限度額が引き下げられるというようなものであります。

それから、1月からの改正内容としましてその右側にありますとおり、所得区分が5つに細分化されます。上位所得者におきましては2つに分かれ、新たに901万円を超える世帯の

限度額が25万2,600円と設定されます。600万円を超え901万円以下の世帯の限度額は16万7,400円と引き上げられます。一般につきましても2つに分かれ、210万円を超え600万円以下の世帯の限度額は従前のおり8万100円で、新たに210万円以下の世帯の区分が設定されまして、その限度額は5万7,600円と低く設定されておりまして、対象者の拡大が図られております。住民税非課税世帯についての変更はありません。また、70歳から74歳までの方についても変更はありません。

現在、限度額認定証が交付されている方には、約1,000人ですか、12月下旬に新しい区分の認定証を郵送する予定であります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、ちょっと教えてください。

これはあれですかね、世帯合算でされているということによろしいんですか。個人じゃなく世帯でということ。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この自己負担限度額につきましては、個人の1件当たりの該当、複数該当した場合にも1月分の該当でありますけれども。また、世帯合算とはまた別の計算式になるわけです。もうこれはあくまでも、まず基本となる個人の限度額の定めということ。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、わかりました。

またちょっと、保険の加入の内容によってまた変わってくるんですか。お聞きしたいんですけれども。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 加入の仕方といいますと、これは国保の加入者の場合で、今回の改正につきましては高額な所得の方は限度額が高くなる、今までよりも対象が少なくなると。逆に210万円以下の世帯、これは新しく設けられた低所得者の世帯でありますけれども、これは今までは8万100円が限度額だったものが5万7,600円に引き下げられまして、該当が多くなると。この一般の方の世帯が全体の60%以上ですか、一番多く該当する世帯につき

ましては高額に該当しやすくして、所得の多い世帯については少し厳しくしたというような今回の内容であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、例えば個人の方が病院を幾つも1つも2つも受けた場合に、これ合わせて合算するという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） はい、そのとおりです。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 料金で、医療費を負担ができない人に対して貸付制度というのがあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどちょっと申しました、まずは限度額認定証というのがありまして、今1,000人ほど申請があって、受けているんですけども、その方はそれを見せると、例えば一般の方であると今8万100円、普通の場合なら出せばそれ以上出さなくて済むと。10万円かかっているけども8万100円で済むというようなことの限度額認定証というものを交付しております。

それ以外に貸し付けをして、国保連合会を通しまして貸付制度というのがありまして、一遍に払えないから後で高額療養費の分を国保のほうから医療機関に支払うというような制度もあります。それが貸付制度であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この趣旨はわかりましたけれども、この5つの区分で大体世帯構成のパーセントがどのくらいになるか。

○委員長（小澤重則君） わかりますか。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） ちょっとまだ市の情報は詳しくは出していないんですけども、全国的によりますと上位所得者が4.3%、一般の方が61.5%、低所得者が、非課税世帯が

34.2%という人数構成が全国的なものであります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 1月からの上位所得者の支給が一番上は14万100円ということですね。ということは、要するに費用がふえるということですよ、支給額がふえるということですよ。

〔「いや、違います」と呼ぶ者あり〕

○委員（五味武彦君） それは違うんですか。ちょっと私、ここら辺がわからなくて、もう1回すみません、お願いできますか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 今まで上位所得者600万円を超える世帯の方は15万円、総額が50万円を超えますともう少しまた限度額が上がりますけれども、通常の場合には15万円の負担で済んでいた。それが今回同じ600万円を超えている場合、なお901万円を超えた場合に25万2,600円を負担しなければならない、自己負担がふえるわけです。その以下の人も16万7,400円ということで15万円よりは1万7,400円自己負担がふえると、上位者の方は負担がふえる。

逆に一般の方の……

○委員長（小澤重則君） 安藤課長、簡潔にお願いします。

○保険課長（安藤佳俊君） いいですか。じゃ、以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありますか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 27年1月側のほうの一般なんですけど、先ほど大体全体の60%が、全国的にも61.5%という話があったんですけど、この今の状況、26年度の状況だと、この一般が今210万を超えて600万までの枠と、それから210万以下と。ここすごく大事だと思うんで

すが、これの割合っていうのは世帯の割合はどのぐらいと推測されるというか。

○委員長（小澤重則君） 金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） おおよそなんですけれども、今現在、限度額認定証が出ている世帯の割合で申しますと、ウの真ん中の8万100円のままでいかれる世帯が全体の7.3%、5万7,600円になられる方が36.4%。全体でそちらのほうの今までの一般の方がうちのほうで限度額認定証を今43.9%のうち7.3%と36.4%というふうな割合になるということで10月末現在一応見ております。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） そうしますと、今までは600万以下、非課税世帯、ぎりぎりまでが同じ枠だったのが、分かれることによって210万以下の世帯の方にとっては非常に楽になるということでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） そのとおりであります。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（2）番、制度改正による高額療養費の自己負担限度額の変更についてを終了します。

次に、保険課のその他に入ります。

保険課より報告がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないですね。

次に、保険課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

以上で、保険課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、内容（3）の前に、先に福祉課のその他を行います。

福祉課より説明をお願いいたします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

まず、小林健康福祉部長でございますが、あす19日まで傷病休暇のため本日委員会を欠席させていただきますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、福祉課より11月臨時議会及び12月議会においてそれぞれ補正をお願いするものがございますので、その概要についてご説明させていただきます。

まず、11月臨時議会につきましては、民生費の社会福祉総務費のうち社会福祉関係職員費で本年4月の人事異動及び県人事委員会の勧告に伴う増額補正をお願いするものと、同じく社会福祉関係嘱託・臨時職員費で、不用見込み額の減額補正をそれぞれお願いするものがございます。社会福祉総務費の人件費の歳出全体としましては、約1,400万円の増額補正をお願いする予定でございます。

次に、12月議会につきましては、国庫負担金の額の決定に対応する事務事業及び災害救助費について同じく補正をお願いするものがございます。

歳出の補正としましては、民生費のうち障害者福祉費で自立支援給付事業及び自立支援医療事業について平成25年度国庫負担金の確定に伴い概算で交付を受けていた負担金と実績額との差額分を返還する国庫負担金返還金の増額補正をお願いするものであります。

もう一つは、災害救助費についてでございます。本年9月27日に発生しました御嶽山噴火で長野県の災害救助法の適用を決定したことから、この噴火により被災し、亡くなられた本市の市民のご遺族に対しまして甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金を支給させていただくため、補正をお願いするものでございます。

障害者福祉費と災害救助費を合わせた歳出全体としましては、約2,600万円増額をお願いする予定でございます。また、歳入の補正としましては、災害弔慰金の歳出補正にかかわる国・県4分の3負担金分にかかわる増額補正をお願いするものでございます。

以上が11月臨時議会及び12月議会の補正予算の概要であります。詳細は、両議会でご説明しますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については、定例会の案件となっております。質疑は省略したいと思います。

次に、福祉課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で福祉課のその他を終了します。

次に、長寿推進課のその他を行います。

長寿推進課より説明をお願いいたします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お疲れさまです。

長寿推進課におきましては、やはり11月の臨時議会また12月の定例議会におきまして、まず11月の臨時議会では人件費の関係、人勧の内容と、また異動等に伴います形で介護保険特別会計、介護サービス特別会計、また関係があります一般会計の補正を予定しております。こちらの説明は、人事課のほうから説明をさせていただきます。

また、12月議会におきましては、介護保険特別会計、介護サービス特別会計、一般会計におきまして前年度、平成25年度の決算に伴います返還金等がございますので、その関係する予算の補正を予定しております。詳しくは12月定例議会の際にご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

補正予算の内容につきましても、先ほどと同様定例会の案件となっておりますので、質疑は省略したいと思います。

次に、長寿推進課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですね。

以上で長寿推進課のその他を終了します。

ここで一部職員が退席します。

次に、（3）甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の概要について担当より説明をお願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

子育て支援課からは、まずこの12月定例会にお願いを予定しております甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の概要について説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

この条例制定の経緯であります、現在市におきましては竜王北保育園建てかえ事業に伴いまして、平成26年度の山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、竜王北保育園新園舎に太陽光発電設備と蓄電システムを設置する工事を進めております。

この設備におきまして、発電いたしました余剰電力を売電いたすには、補助金交付要綱におきまして売電収入につきましては、基金を設置いたしまして、管理するよう規定されておりますことから、基金を創設するため基金条例を制定する必要があるものであります。基金の創設は、竜王北保育園の太陽光発電設備の売電収入を明確にするため、その収入を積み立てるものであります。

次に、基金の用途であります、竜王北保育園の太陽光発電設備の修繕及び更新に要するものに限定され、その財源に充てることとなります。

設備能力であります、太陽光発電は発電量20キロワット、モジュール84枚利用してございまして、蓄電池は16.2キロワットの容量であります。

条例の構成は、その条例（案）にありますとおり、1条の設置から第7条の委任で構成されております。

定例会に上程いたしますので、概要を説明いたしました。よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

この案件については、12月定例会に上程される内容となっておりますので、概要について質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 収入予想というのはわかるんでしょうかね。いつから始めるのかな。

いつから初めて、大体年間どのくらいの収入があってということはわかりますか。

○委員長（小澤重則君） わかりますか。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 収入予想であります。実は保育園には中央保育園、それか

ら敷島保育園、竜王西保育園にも太陽光を今つけております。竜王北保育園につきましては、補助金を得たものでありますということから個別契約でありまして、1キロワット当たり10.78円の売電価格になります。ちなみに、今、敷島保育園が買い取り価格につきましては1キロ当たり38.88円であります。ですから、おおむね3分の1程度になりまして、敷島保育園が月平均大体8万円ぐらいになりますので、これの3分の1ぐらいになるのかなと予想されます。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この文面の中で設備において発電した余剰電力と書いてあるんだけど、発電したのを何かに一部使う部分があって余剰という意味ですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ここで発電しまして、まずはここにありますリチウムイオン蓄電池にためます。それで余ったものにつきましては、現在運営すべき竜王北保育園のその他の電気を使いまして、余ったものにつきまして売電するということでもあります。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この20キロワットでは、園の電気代をそれで賄って、余るんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 園が開園しているとき、フルで使いますと足りないです。これも試算上でありますけれども、電灯、電球、それからパソコン、テレビ等々でありますれば、大体45キロワットを使うことになっていきますので、20キロだと足りないということになります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 発電能力が20キロワットで蓄電池が16というのは、全部ためられないということか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 発電につきましては、20キロワット発電をしまして、ためておくものが16.2キロワットですから、20キロでためたものを16.2キロワットためて、その余りのものを使ったり、先ほどの齊藤委員さん、ご質問があったんですけども、土日

とか使わないときの電気が余ったものは売電するということでもあります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません、第6条に処分とあるんですけども、この処分はどんなふうなひな形になるか、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 資料がないようでございますので、12月定例会の内容ですので、また12月に答弁をいたします。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（3）甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例の概要についてを終了します。

次に、（4）番、竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、引き続きまして竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事についてであります。

まず、竜王北保育園の建てかえ工事についてであります。

資料の4ページをお開きください。

この事業につきましては、竜王西保育園同様、国の交付金対象でありますことから、昨年度の12月議会におきまして繰越明許の手続きをとらせていただきました。現園舎敷地の建てかえでありまして、保育をしながらの建てかえとなっております。敷地面積が3,407.67、建物の用途は保育所、構造は鉄骨造2階建て、建築面積665.19平米、延べ床面積996.14であります。

旧園舎の解体も含めました外構工事につきましては、11月4日に株式会社中村建設と3,380万4,000円で契約いたしまして、3月24日を工期といたしまして事業完成を予定しておるところであります。

現在、建築工事の進捗状況を報告いたしますと、現在は建築の工事はほぼ終わって、内装の調整等を行っております。建築主体工事の進捗率につきましては、11月6日現在であります。計画どおりの88%であります。

次に、竜王西保育園の建てかえ工事であります。

資料の5ページをお開きください。

敷地面積は2,615.52平米、建物の用途は保育所、構造は同じく鉄骨造2階建てであります。建築面積601.25平米、延べ床面積989.96平米であります。同じく解体の工事を含めました外構工事につきましては、11月4日に株式会社三澤工業と3,423万6,000円で契約いたしまして、竜王北保育園と同じく3月24日を工期として事業完成を予定しておるところであります。

ただいまの建てかえ工事の進捗状況を報告いたしますと、現在、主要建築工事は終わって、塗装など内装工事を行っております。建築主体工事の進捗率につきましては、11月6日現在、計画は上回っておりますが72.25%となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今、西保育園のほうで三澤工業さんの名前が入っていたんですけども、このJVの中で入っているんですけども、ここに。日経さんと……

〔「これ解体だよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（三浦進吾君） 外構ですか、わかりました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（4）竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事についてを終了します。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告がありましたらお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、子育て支援課からは、まず12月定例議会にお願いたします3件についてであります。

1つは、先ほど概要を説明いたしました甲斐市立竜王北保育園太陽光発電設備基金条例制定の件であります。2つ目といたしまして、竜王西保育園にかかわります指定管理者の指定の件、3つ目は、補正予算であります。竜王西保育園指定管理者制度導入に係ります債務負担行為の補正とちびっ子広場設置事業、それからひとり親福祉事業、広域保育事業、竜王北保育園太陽光発電設備基金積立金の増額の補正を予定いたしておりますので、よろしく願いたします。

次に、第6回目となります甲斐市子ども・子育て会議の日程であります。紙ベースでお知らせいたしましたが、12月9日午後4時から竜王北部公民館の3階研修室で開催いたします。

内容につきましては、甲斐市子ども・子育て支援事業計画の案の審議等についてでございます。ご承知おきいただきたいと思います。

以上であります。よろしく願いたします。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

条例、補正予算及び指定管理者の内容については定例会の案件となっておりますので、質疑を省略いたします。

次に、子育て支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたら願いたします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、1点聞きたいんですけれども、学童保育、いわゆる放課後クラブとも言われているんですけれども、来年5カ年で計画になっているとちょっと聞いているんですけれども、その辺で今現在小学校3年生までとなっておりますけれども、それをさらなる4年生とか5年生、6年生と拡充するという方向性でよろしい、そういうふうを考えているんですけれども、どうなんですか、その辺は。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご質問の学童保育についてであります。

国では、この新制度におきまして、今申されましたように小学校3年生まで行っている学童保育を6年生まで、ニーズがあれば拡大しなさいということをお言っております。

ただ、その経過措置がとられておりまして、5年以内に設備あるいは人間的なものの手当

てをするようにということと言われておまして、当初、実はこの消費税増税に伴って10%になるということが確約されれば、行うというような話で、最近にわかに話がわからなくなってきたんですが、恐らくこれは見越しで先行されるものと私どもは考えております。

これをもちまして甲斐市におきましても、5年後に6年生まで決められたもので手当てができますよう今検討しておるところですが、差し当たって来年度につきましては、恐らく6年生まで全て受け入れるということは無理なのかなと考えておりますので、3年生までを一步拡充した施策をとりたいと考えているところであります。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、あともう一つ、6年生までできない、例えば4年生までという可能性もあるということですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど申しましたように国で示された範囲がございまして、面積基準等が5年以内の経過措置がとられておりますので、とることはできるんですが、それが良好な環境かどうかということが1つあるかと思えます。それから、各児童館ごとの面積の余分にもちょっと差がございまして、全てにおいて4年生まで、全てにおいて5年生までということではできませんが、とれる範囲で拡充したいと。

もう1点は、児童館で賄える分は、まあ1カ所、竜王南になりますけれども、竜王南小学校の空き教室を利用しているところもございまして、そういったことも一歩進んで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 最後に1点ですけれども、国から補助金等とかそういうのはあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今も実は国から補助金がございまして、それが継続してあるかと思いますが、細かい内容はまだ示されていない状況であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、子ども・子育て会議が第6回ということでやるという案内があったんですけども、これ5回やったということですよ。5回やって、その間に審議された内

容等について、大まかなことでいいですから、どんなことを5回の中でやってきたのか、その辺のところをちょっと説明してもらいたい。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、かいつまんで説明させていただきます。

昨年度、補正でお願いしましてニーズ調査を行いました。甲斐市におきまして、どの程度就学前のお子様方のサービスのニーズがあるかというようなものと、あと先ほど申しました学童保育のニーズ等をアンケートによって調査をしたところでありまして、これによりまして、甲斐市内の施設等の量の見込みを見込んだところでありまして、これを県のほうに上げて、全県広域でどの程度の児童施設等が必要なのかということ、今たいたところでありまして、

ことしに入りまして7月に3回目になるんですが、子育て会議を行いまして、今度計画案の骨子、全体の計画案の骨子を提示し、ご了解をいただいたところでありまして、それで、9月に第4回目を開きまして、計画の素案を提示いたしました。これにつきましては、先ほど申しましたニーズ調査に基づいた、どの程度の必要量、保育所あるいは認定こども園等々が必要なのかというような計画の素案を提示いたしまして、10月に第5回目を開きまして、骨子ができましたので計画案の諮問をしたところでありまして、

それで、この12月に先ほど申しましたように、今度全体の案の協議をしていただくために、案の協議をお諮りするところでありまして、この厚生環境常任委員会につきましては、1月に全体の案をお示しいたしまして、またご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、案が出るのは1月ということですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 12月の子ども・子育て会議を経まして、1月に入って厚生環境常任委員会にお示ししたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この間、会議をちょっと傍聴させてもらったんですが、資料も何も無いもので、論議の内容が、特に数字的なものが出てもちょうど全然理解ができない面もあってですね、傍聴の意味が余りないじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 傍聴される方につきましては、委員さん以外の方につきましても同じ資料をお示ししているんですが、わかりにくい面がありましたら、また窓口のほうで言っていただければ検討したいと思います。

また、案の量の見込み量につきましては、もう出ておりますので、また議員さん方にお配りしたいと思いますので、抜粋してお配りいたしますので、ご了解いただきたいと思います。以上であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で子育て支援課関係のその他を終了します。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） すみません、ちょっと先ほどの金丸委員と重なるかもしれませんが、今のお話を聞いていると計画案が1月に大体出てきて、一応3月の予算案を経て、4月から先ほどから出ています学童保育の4年生から6年生という件ですが、ここは学童の施設によってかなり差があると思うんですよ。もう1年から3年でも入れないところもあるし、だけれども場所によってはニーズもあるし、教室も大体大丈夫そうだ、できそうだというところもあると思うんですよ。それは、可能性として柔軟にやっていく方向で、4月からはやれるところはやっていくということによろしいですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まだ、はっきりした指針は出ていないんですが、おっしゃるとおり、今は1年から3年まででお断りしている方はおりません。ただ、面積基準をクリアするかというと、クリアしていないところが多うございます。そんなところを検討しながら、前向きに検討していきますので、ぜひご理解をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 前向きというのは、可能性が、もう一生懸命やって、4月からはやればやるよということによろしいですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど申しましたように、ばらつきがありますので、でき

るところは4年、5年までとっていききたいとは考えております。

それから、先ほど言いました量の見込みをしましたところ、4年生から6年生まで甲斐市内でニーズ量が133名というふうに出ております。ただ、それがあくまでアンケートですから、全員いらっしゃるのかどうか。それで、保護者の方の考えとお子様の考えはまた違いますので、6年生が果たして学童保育にいらっしゃるのかどうかというのは非常に疑問なところもございますので、そんなところも検証しながら検討してまいりますのでご理解ください。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、子育て支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 敷島保育園ね。移転して、その運営状況というか、その辺について順調にいつているのか、問題というかそういうところがあったのか、その運営状況をちょっと聞かせて。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご心配いただきました敷島保育園、年度の途中の移転ということでやらせていただきました。引っ越しもスムーズにいきまして、非常に保護者の皆さんから好評を得ています。また、新年度から入りたいという方がちょっと多くなって、かえってちょっと心配しているところもございます。

運営状況の心配なところ等はあえてございませんが、特にと申されますと、移転したばかりのおおむね3日か4日間くらい、子供たちが非常に喜び過ぎて、ハイテンションで走り回って危なかったということは聞いております。そのほかは支障になるようなところは、現在のところ聞いておりません。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の話で人気があって非常にいいということで、そのニーズに対してその予定希望どおり、定数があるからなかなか難しい部分もあるんだけど、その辺の当然今申し込みを受けているんだけど……、12月からか、だよな。そういう点で、できるだけ希望に合うような形で受け入れをやっていただければというふうに。これは要望で。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

ちょっと順番を間違えまして申しわけございません。

以上で、子育て支援課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時33分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（5）菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく意見書及び山梨県環境影響評価等技術審議会の内容について、担当より説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課のほうから説明をさせていただきます。

10月の厚生環境常任委員会においても説明をさせていただきました菖蒲沢メガソーラー第3工区について環境アセスを行うかどうかの判定についての報告であります。

去る11月14日金曜日、山梨県の恩賜林記念館において、山梨県環境影響評価等技術審議会が開催され、環境アセスの判定については、アセスが必要であるという結論になりました。これをもとに山梨県は、12月13日までに正式に事業者に対し、環境アセスが必要である旨の判定が下される予定であります。

なお、お手元の資料については、今回の県の技術審議会の式次第及びその中に甲斐市の意見として提出しましたものを、11月11日付で提出しました甲斐市の意見書でございます。

まず、意見書のほうを見ていただきたいと思います。

意見書につきましては、5ページになります。

今回提出しました意見書について要約しますと、まず判定項目である水象、水の流れという意味でございます、で防災上の問題を提起し、山の持つ治山治水の機能が著しく損なわれること。それから、次に水質汚濁、7ページになります。水質汚濁の項目においては、下流

域の住宅密集地や耕作地に濁水流入が考えられ、また水道局の水源供給施設が周辺に存在するため、地下水への影響が考えられること。次に、植物・動物の項目については、多種多様の植物・動物が生息しているため、生態系に影響を及ぼすこと。次に、環境への負荷の項目において、大規模な太陽光パネルの設置により、局所的な温度上昇が考えられること。以上4つの判定項目を中心にアセスが必要であることを意見しました。

まとめとして、市としては住民の生命・財産を守ることと自然環境を後世に残すことを責務と考えていること、また設置される所在市町村の意見を十分に尊重することを要望し、環境アセスは必要であると意見しました。加えて、甲斐市の環境審議会としての意見も文面の中に織り込ませていただきました。

また、当日、県の環境影響評価等技術審議会の席上、委員からも同じ地区での連続する太陽光発電施設の設置については、前回も想定されたはずであることや、またアセスはいいとしても許認可の関係はしっかりしてほしいとのこと。また、アセスの条例自体も見直しの時期が来ているのではないかな等の意見がありました。

資料の最後については、一番最後のページ、11ページになります、審議会が開催されました翌日の山梨日日新聞に掲載された報道内容でございます。ということで、最終的に山梨県としては第3工区の太陽光発電施設については、環境アセスが必要であるという答申が12月13日までには出されますので、報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今ここで思い出して、随分前のやつをひっくり返して、いろいろ読んでいるんだけど、1工区、2工区のとくにも意見書は出したと。今度3工区になったら、この意見書の内容もほとんど同じ内容のように見受けられるけれども、今回の意見書と1工区、2工区のとく時の意見書の、例えば今回は必要になったと、前は要らないという結論になったという内容について、意見書の内容にどこかに違いがあってそういう考えが、答えが出たのか。その辺はどうですかね。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 意見書の内容も当時の意見書に比べて、事細かくどういったものがあるかということはここに書かせていただきました。加えて、審議会の皆さんについて

もちょうどその同じ山を、1つ目は第1工区がありまして、その上に第3工区が来るということの中で、動物の動く範囲というものがそこで規制されてしまうということが特に審議会の皆さんは問題となっていました。要するに、行き来ができないではないかということを審議会では特に重要としていました。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この審議会の協議の内容の中にも、例えば29で58とかという話。だけれども、最初から29と29で58というふうに、ほとんど同じ時期にこれ2つ出ているわけですよね。ちょっとおくれてきたら、以前に58あるから今度100近くになっちゃうからだめというふうに言っているのか。ここの内容を見ると、58、60ヘクタールもあるということはおかしいじゃないかというようなことが書いてあるよね。そこはどういう解釈なんですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 今、要約した中にもちちょっとお話をさせていただきましたが、本来的に当初からこういった計画はあったではないかということを県の審議会の皆さんも言っていました。ですから、この審議会が去年の12月ぐらいに開催された中で……、1月ですか、審議会が開催された中で、もうそのころから3工区、4工区なるものは想定されていたのではないかと。本来的にきちっとそのときから判断すべきではなかったかという委員さんの意見もございました。ただし、そのときは、その委員会については、事業者が別々の中で山も違うからということで、そのままアセスが不要となったような状況がございます。

ですから、今回は特にもう1つの山でやるということをお前提にして、うちのほうも地元、何しろ所在市町村の意見を十分に尊重するというのを、それで29ヘクタールということがアセス逃れではないかということも文面にさせてもらって、今回は訴えたつもりでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 最初の1工区、2工区の29ヘクタールずつが2つ出ているときに、もう既にそういう今回のような意見書で、これ推測できなかった話じゃないじゃない。もっと強力に言うべきだし、言って判断を仰ぐということが努力されたのかどうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） それにつきましても、担当としましては当時も県のほうにも認

知させて、話はしたような経過がございます。しかし、そのときはあくまでもその事業者が別だということで、もう県のほうでもこのままいってしまったという経過がございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員、県の判断でございますので、経過だけにしておいてください。

○委員（齊藤芳夫君） はい、わかっています。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 県の判断とはいえ、それで市民が納得しますかね。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員、県の判断でございますので、課長の判断ではございません。

○委員（齊藤芳夫君） 県の判断かもしれんけれども、市がそういう説明で市民が納得しますかねという話よ。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） ですから、当時4月ですか、私も環境課に来まして、この3工区の話をもらったときに、今後これ以上進んでは困るということの中で4月以降、毎月週2回程度県との協議を、話をした中で、今このような状況になったかと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 議員さんがおっしゃるように、市民の方々への説明という部分については、第1回目のアセスが不要だという結果を県の市議会が出した時点で、私たちも4月以降、その理由等がどういう理由でそうなったのか。既に甲斐市としてもその1工区、2工区以外にも県として情報をつかんでいるのではないかと。その内容をきちんと審議会の委員さん方に説明をして、それぞれの1工区、2工区、それぞれを審議するのではなくて、その地域全体を1つのエリアとして考えて審議するのが、本当の意味のアセスの審議会ではないかということは十分伝えました。

このことは市の環境審議会の委員長にもお話をして、市としても1工区、2工区がなぜそのとき不要になったのか、そのことは市民の方々にも私たちは説明する義務もあるから、ぜひ甲斐市の環境審議会の委員さん方にもその内容は説明していただきたいということを今後申し入れしようかなというふうなことで、審議会の委員長とは話をしております。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ環境アセスが必要だという判断で、県が今後事業者に通知するという事なんですけれども、県がどういう判断をするかということによって、その先の展開も変わってくるわけですね。

そうすると、例えば具体的にアセスをするというぐあいになった場合、環境アセスはどういう作業でそのアセスをやるのか。その辺のところは、それから先は県のことになるんですけども、どういう形でそのアセスは進めていくのかな。わかる範囲でいいです。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 前回のときにもちょっとお話をさせていただきました。例えば動植物においては、1年間なり通年を通してのこういった動植物等が生息しているかどうかの調査。それから地質、それから川等の調査をある程度通年を通して行う予定でいます。ですから、一年、二年が調査期間にかかった中で、あとまとめのほうの作業が約1年を、おおむね二、三年かかると言われています。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、要するに事業化するか、決定というのはかなり先に行くということですかね。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 結果としてはそのような状況になります。それで、またアセスの調査が終わりまして、このまた審議会にかけた中で、一応本来的にはそこの設計を含めた中でまた協議されるという問題になりますけれども、その後には今度は林地開発という形の中で許認可のほうの関係が出てきますので、その辺のほうを見定めていきたいと思っておりますが、大体、今、太陽光発電の関係で、二、三年を待っていれば、事業者のほうは大体撤退するような状況が、今法令上の関係がありまして、見えているようなのは薄々聞いております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 市のほうでも苦労されたようだし、その辺もわかるんですが、実は県議会議員の人とちょっと話をしましたら、やっぱり県のほうでは規制緩和的な感覚で、全体をある程度知りながら、どうも軽く考えてきたような向きがあると。やっぱりそういう傾向というのは、市のほうでも察知をして、できるだけ手は尽くしてもらいたいということは意見として言わせてもらいます。

○委員長（小澤重則君） 意見でいいですね。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今回の環境アセスメントが要るということは大変うれしく思うんですけども、この件に関してはそうですけれども、先ほどからお話が出ている1工区、2工区という、それまで環境アセスは要らないと。これは本当に災害が起きたら補償はどうなるのかということが一番懸念されるわけですけども、この辺についてはどんなふうに対応されるのか。その辺、もしお考えがあったらちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

市の一部があったり、県の河川が一級河川だからあると思いますけれども、そういう具体的なことでお考えがあるか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、お願いします。

○委員長（小澤重則君） 答えられますか。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 三浦議員さんもお承知のとおり、菖蒲沢のここの東側については、菖蒲沢の部落のちょっと近所までが一応北のほうですか、そこが準用河川という河川で市の担当になります。それから、その菖蒲沢を境に南のほうの下流域については一級河川ということで山梨県という形になります。その辺で今度は砂防の関係等も出てきますので、十分その辺は考えてもらおうと思うんですけども、その内容については、私ども環境課ですから、なかなかそこの辺の問題を言えないところなので、またそこの折に砂防等の関係でよく聞いていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） たまたま私が心配するのが、私の心配じゃいいんだけど、市民として下流に多くの市民が住んでおられる。そして、懸念が想定されるわけでございますけれども、そういうふうな、例えば市民からの問い合わせ、あるいはどのくらい出ているか、案件としたら、参考にお聞かせ願いたいと思いますけれども、ございますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） その河川のしゅんせつとか改修工事とかの要望とかであると思いますが、当然それはうちの環境課でちょっと扱っている問題じゃございませんので、双葉の地域課、それから建設課等のほうに話は来ていると思います。二、三は聞いているところはございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（５）菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく意見書及び山梨県環境影響評価等技術審議会の内容についてを終了します。

次に、環境課のその他に入ります。

環境課より報告がありましたらお願いします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 補正予算の関係でございます。

11月補正予算におきましては、職員給の人件費関係の補正がございます。詳しい話につきましては、人事課のほうから説明がされると思います。

それから、加えて12月補正予算の関係でございます。峡北広域事務組合の施設建設に伴い、近日中に地元自治会との契約延長の協定、締結を行う予定であります。これに伴う建設場所等が正式に決定され、については新施設の細かな計画や設計のための業務委託が増額となるということで、峡北広域の負担金のほうが増になる予定の補正でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 補正予算の内容については、定例会の案件となっておりますので、質疑は省略いたします。

次に、環境課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が退席いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（6）環境審議会との意見交換会の意見集約についてを行います。

委員の皆様には、意見交換会の要約、昨年度のお礼状、福祉健康部への申し入れ、議会だよりの委員会レポートを配付してあります。

ここで事務局より説明をお願いいたします。

石原書記。

○書記（石原大助君） お疲れさまです。

別冊の「環境審議会と厚生環境常任委員会との意見交換会（要約）」の資料をお願いいたします。

10月20日に意見交換会を行いまして、その内容につきまして2ページ以降に示しております。

簡単に説明させていただきます。

初めに、環境審議会の清水会長から提案、意見がございました。

①具体的な市民活動が見えない。その市民活動を推進する推進力がないということで、市民活動は一本化して、構築してほしいという意見がございました。

2つ目が、環境基本計画のチェックはということで、環境基本計画のそれぞれの項目のチェックをいつ、どのような形で行っているのかという意見がありました。

3、子供たちへの環境教育ということで、異常気象が立て続けに発生しているけれども、学校の現場では今までどおりのカリキュラムで行っているということで、ここら辺の改善をお願いしたいという要望でした。

4つ目が、メガソーラーの環境アセスについてということで、県において、第1工区のと

きに環境アセスが必要ないという結論が出たけれども、市議会としてどのような見解を出して公表したのか。2点目が、アセスが必要ないと言った理由を知りたいということで意見がありました。

5つ目が、生活自体を運営するエネルギーをもっと少なくできないかということで、毎日の生活をいかに見直していくかということで、1人が努力することによって、例えば電気料が削減できるとかという、そういうことを例として挙げまして、身近に感じる活動をぜひお互いに行っていきたいという意見がありました。

6つ目が、「水と緑のまち甲斐市」に合った活動をとということで、先ほどの1番とも連動しますけれども、一本化の組織がないので、横の連携、展開ができないということで、一本化の組織をつくりたいという意見でした。

7つ目が、市で一番問題なのは、ごみ問題であるということで、ごみ問題につきましては、それぞれ委員さんの意見もございましたので、どうしたらごみを少なく出すかという活動を市全体で行っていく必要があるという意見がございました。

次に、4ページ、お願いします。

8番で、ごみが低減できる、低減がわかる仕組みづくりということで、学校で出る給食残渣の低減がわかる仕組みづくりや計量システムなどを使って、自治体に報償金を出すような制度を設けられないかという意見がございました。

次に、2-1としまして、ごみ問題につきまして環境審議委員さんの意見とそれぞれ厚生環境常任委員会の意見を掲載しました。

2-1の住民のごみを減らす意識とごみを減らす方法や告知などいい策をつくってほしいということで、住民の方がまだごみの深刻さがわかっていないということで、住民がごみを減らす努力をすれば、もっと減るだろうということで、議会においても方法や告知の問題を含めて、何らかのいい方法、いい策をつくってほしいという意見がございました。

次に、デポジット方式の導入。ごみ問題は、環境がポイントになるということで、海外でデポジット方式を導入しているの、市でも行えば大分違ってくる。あと、耕作放棄地がふえているので、その対応をしてほしい。あと、学校におきましても教師の意識の低さを感じて、行政と学校が子供たちから教育をしていくということができないかを感じて、議会で橋渡しをしてほしい。あと、子供たちの意識改革、本当にごみ問題などは教育がポイントになるということで意見をいただきました。

次に、ごみの分別、減らすための方法や仕組みづくりということで、プラスチック容器類

をきちんと分別することが必要であるため、減らすための方策や仕組みづくりが必要であるということで、それに伴って市の条例もつくって見たらどうかという意見がございました。

次に、自治会での取り組みに対する奨励や補助の導入ということで、都内の川崎では、ごみを捨てるボックスがその近所にあり、すぐに堆肥化されるような装置があるようです。自治会において、このようなことを行った場合に、奨励や補助ができればいいなという意見がございました。

あと、市民活動の一本化の組織をつくるということで、先ほど会長の意見もありましたけれども、市民活動の一本化を進めてほしいということで、市民活動の活性化と市民力の向上になると思うということで、委員より意見をいただきました。

それに対しまして厚生環境常任委員会の委員の意見としまして、市民の意識と取り組みが必要。

また、6ページをお願いします。

あと、生ごみの堆肥化など採算性や設置について研究が必要。生ごみのバイオマスが市民に普及できるか検討していく。市民へのマナーの呼びかけ。過剰包装の簡素化。審議会、行政、議会が意見交換をして取り組んでいくということで、委員から環境審議会の委員へ意見をいたしました。

3-1としまして、メガソーラーについて環境審議会の意見としましては、環境アセス不要の理由と議会の見解はということで、環境アセスを不要とした理由が知りたい。環境アセスが不要と判断されたときに議会はどのような見解を公表したのか。

あと、次にミニアセスにより住民の要望を絞って確認するというので、実際の例として適用外の施設においても、住民の合意形成のために要点を絞って、こういった項目を行うということも行っているようでございます。住民の要望を絞って、重要なところは確認したいというふうに意見を出すことも必要ではないかという意見でございました。

それにつきましては、メガソーラーについて厚生環境常任委員会の意見としまして、市から明確な回答を得ていないと。あと、市では県と相談する。あと、森林環境の整備も必要であるということで、意見を出しております。

8ページをお願いします。

あと、その他につきましては環境審議会の委員さんから幾つか意見、提案がございました。

1つ目が、学校における環境教育の取り組みということで、従前と変わらず同じ内容で環境の教育が進んでいるということで、対策をお願いしたいということです。

あと、2つ目が、環境問題の見える化、窓口やシステムの構築ということで、双葉西小学校では芋掘りをさせたり、カボチャを給食で使ったりということで行っておりますけれども、全小学校に普及させたいと思っているということの意見がありました。

あと、ごみ問題につきましては、見える化をして、子供たちの意識を変え、親の意識を変えなければ解決しない。そのためにも行政で何か窓口をつくったり、システムを考えてほしいという意見でございました。

あと、3つ目が、創甲斐教育の施策の見える化ということで、創甲斐教育の「創」というのは、今を生きていくために何が必要かということの意味しているので、そのような政策が見えてこないで、その活動をしてほしいと。

4つ目が、環境副読本の活用ということで、学校で配られている環境副読本が活用されていないので、行政にぜひ系統立った仕組みや、議会でもそのように活動してほしいという意見がございました。

9ページをお願いします。

5つ目が、環境に関する情報収集ということで、国でも川の環境ということで、子供に生き物を教えるようなことをやっていますけれども、市の学校の参加が余りないということで、いろいろな情報収集を行って、市や教育委員会でしなければいけないと感じているという意見でございました。

あと、6つ目が、県のレインボーアクションということで、環境審議会ではマイボトル運動に取り組んでいるけれども、議会のほうでもレインボーアクションの中でどれでもいいのでやっていただきたいという意見がございました。

これにつきましては、県で地球温暖化対策実行計画に基づき実施されるエコライフ県民運動推進事業の中のエコ活動として7つ挙げております。1つ目がマイバック運動、2つ目、マイはし運動、3つ目、マイボトル運動、4つ目、リユースびん運動、5つ目、エコドライブ運動、6つ目、緑のカーテン運動、7つ目、環境家計簿運動でございます。それで、平成24年度末の参加団体数が197団体、4万7,861人が行っているようです。推進店の登録ということで1,442店が登録しているようでございます。

7つ目、議会と環境審議会との勉強会の開催ということで、何か1つテーマを決めて、勉強会を設けていただきたいという意見でございました。

8つ目が、人口減少への取り組み、若年女性の定住ということで、若年女性が地元で生活することが第一ということで、それを食いとめるために何か策をしてほしいという意見でござ

ございました。

9つ目が、魅力ある都市づくりを進めていくということで、魅力ある都市づくりを進めてほしい。アンケートの中では、市に望む環境として、自然保護が一番であるということで、自然保護を大事にすることが、住みやすい将来に向かっての希望ということが言われているという意見でございました。

10ページをお願いします。

その他に対しましては、厚生環境常任委員会からの意見ということで、フードマイレージなどの地球環境の問題へ踏み込む必要もあると。それで、地域活動の仕組みづくりや学校、地域、家庭の連動性が必要ということで回答しております。

最後に締めくくりで委員長が環境問題については、市民がもっとも身近に感じる問題である。今回の意見交換会で、すぐ理解し、解決できる問題ではないが、皆様の貴重な意見をもとに回答すべきは回答し、議会としても努力していくということで会を締めくくらせていただきました。

それで、次の2-1の資料ですけれども、これは昨年度の意見交換会を民生委員・児童委員と行いまして、そのお礼状でございます。その中でも前回はいきいきサロンについて対話しましたので、その件の意見のものと、あと実際に敷島のいきいきサロンを見たということでお礼状のほうを発送しております。

次に、2-2をお願いします。

こちら昨年度の意見交換会によりまして、福祉健康部のほうに2件申し入れをしております。今回も環境についてですので、生活環境部のほうに申し入れをするかどうか、申し入れをする項目があるかどうか検討していただきたいと思います。

最後、2-3につきましては、平成25年度の議会だよりの意見交換会の記事でございます。

ことしも環境審議会との意見交換会ということで、このような文面で資料を議会だよりに掲載したいと思いますので、協議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

この後、皆様にご意見をいただくわけですが、この意見をもとに次会12月定例会の委員会で最終的な意見集約を行い、お礼状、生活環境部への申し入れ、議会だよりの委員会レポートをまとめ、環境審議会に報告したいと思います。

それでは、意見交換会でありました環境について、皆様のご意見をお聞きしたいと思

ます。この質問等があった中で、特にこんなものを環境課のほうへ提出するとか、そういうような意見がございましたら、お願いしたいと思います。

最終的には、12月の、今渡されたばかりの資料ですから、1回やったものではありませんが、ここで何をということが決定できなければ、12月に最終的に決定したいと思います。どうでしょうか。何かございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 生ごみのことが結構出てきているんですが、私も農業関係をやっていますので、生ごみには関心があるんですが、今、給食の残渣を液肥していますけれども、まだはけが余りよくないという、うちでもらう予定ではいるんですが。

結局、生ごみをつくっても使ってくれるところがないみたいなどころもありまして、実は甲府の一番南部に終末処理場がありますよね。あそこで、コウシュウウケをつくって、福祉団体なんか1袋20キロ100円でくれていたり、うちでも助かっていたんですが、結局そこも閉鎖なんですよね。

結局、そういう採算性の問題とか、それから今はもう業者が肥料をつくったりとか、そういうものとの競合もあったりとか、生ごみ一つとってもこういう大量生産、大量消費のシステムの中で、どうしても孤立しがちな面もあって、全体の体系も見ながらやらないと、発想としてはおもしろいけれども、なかなか長続き、あるいは発展しないということもあってですね、私もこれを読みながら、ちょっと整理がしかねるのが率直なところ。意見として言わせてもらいます。

○委員長（小澤重則君） 具体的にこのようなものを提案していく意見を環境課に出していくというような意見がございますか。あれば取り上げて、最終的に12月に決定をします。

もし、特になければ、後日連絡をしていただいて、これを提言していきたいというような格好にしましょうか。どうでしょう。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、今資料をもらって、まとめてあるので、これを見ながら、当局に今ここでどうのこうのと言ってもなかなか集約できないと思うんですよね。だから、それぞれこれを見て、それぞれの考えをここへ出して、それで集約して決めるということはどうですか。

○委員長（小澤重則君） 後日、気がついたところを事務局へ連絡をしていただくと。これをぜひやってもらいたいというようなのがあれば、事務局へ言ってもらって、幾つか上がった

中で案を出してもらって、幾つか上がった中で最終的に12月に決定すると、そんな格好でよろしいでしょうか。いいですか、それで。

[発言する者あり]

○委員長（小澤重則君） 12月の、あれは何日だっけ、委員会は。決まっていたね。

[「今月いっぱい」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） じゃ、今月いっぱいはどうでしょうか。ない人はないでしょうがありませんが、意見がありましたらなるべく出していただきたいと思います。

ほかにはないですね。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） それでは、以上、意見交換会の意見集約を終わります。

次に、次第4、その他に入ります。

委員よりその他、何かありましたらお願いします。

ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、次に事務局よりありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようでございます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分